

事務連絡
令和4年11月2日

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

教育機関の選定について（周知）

各都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、各専修学校における外国人留学生の受入れ等に関し、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

出入国在留管理庁では、「留学」の在留資格をもって在留する中長期在留者の受入れを行っている教育機関を対象に「教育機関の選定」を行っております。

教育機関の選定の概要については、出入国在留管理庁のホームページにてお知らせしているところ、教育機関の選定の基準のうち、「出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づく届出により当該機関に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと」の趣旨及び届出の概要について、不明確な点等があったことから、教育機関に対して、下記のとおり改めてお知らせすることとなりました。

つきましては、各都道府県におかれては所轄の専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

記

1 届出不履行に係る指導と選定結果について

教育機関の選定に当たっては、前年中の各教育機関の出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づく届出の履行状況を確認しており、届出の適切な履行が確認できない教育機関に対しては、適宜の方法で指導を行ってきたところです。

指導の方法については、令和3年以降、「指導書」によるものとしており、教育機関の選定結果の通知の際に、併せてお送りしています。

また、指導書には、「再度同届出が適切に履行されていないことが確認された場合、適正校として選定されなかった教育機関と同様の取扱いとなります」との記載がありますが、この記載は、指導書により指導を受けた教育機関が、指導後も適切な履行に努めることなく、連続して2度目の指導を受けた場合には、適正校の基準を満たさないものとして取り扱うという趣旨のものです。

したがって、令和3年の選定結果通知時に指導を受けた機関が、今回の選定結果通知時にも指導を受けた場合は、今回の選定においては適正校に選定していません。

なお、本年指導を受けた機関は、今後も令和4年中の届出を適切に履行しなかった場合、令和5年の指導の対象となり、令和5年の選定において適正校に選定されないこととなります。

各教育機関におかれましては、令和4年中の届出について未履行のものがある場合は、速やかに届出を履行いただくとともに、今後の届出について、適切な履行に努めていただきますようお願いいたします。

■ 教育機関の選定について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00024.html

2 出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づく届出について

(1) 「所属機関による届出」が必要となる場合

ア 留学生の受入れを開始したとき

受入開始から14日以内に届出が必要です。

届出時期や内容が適切でない場合、適切に届出を受理することができないことがあります。

イ 5月1日時点において留学生を受け入れているとき（＝在籍者がいるとき）

5月1日を起算日として14日以内に届出が必要です。

5月1日時点の在籍者を届け出ていただくものであり、届出内容や時期に不備があると、適切に受理することができません。

（例）6月時点の在籍者を含んでいる場合、4月中に届出を行った場合等

ウ 11月1日時点において留学生を受け入れているとき（＝在籍者がいるとき）

★現在、届出期間中です。

11月1日を起算日として14日以内に届出が必要です。

上記イ同様に不備があると適切に受理することができません。

エ 留学生の受入れを終了したとき

受入終了から14日以内に届出が必要です。

届出時期や内容が適切でない場合、適切に届出を受理することができないことがあります。

※ 「留学生」とは、「留学」の在留資格をもって在留する中長期在留者を指します。

※ 本届出は、日本語教育機関の告示基準に基づく報告（退学等）とは別の手続です。

※ 上記アとイ、アとウを混同して届け出ている事案が散見されます。それぞれ届出は分けて提出する必要がありますので御注意ください。

(2) 届出方法

インターネット、郵送及び窓口持参の方法がありますが、インターネットによる届出を推奨しています。

届出に当たっては、届出の日時、内容等を適切に管理し、遺漏のないようお願いいたします。

なお、インターネットによる届出では、過去に届出をした履歴や処理状況の確認が可能です。

また、郵送により届け出る場合は、届出事実の明確化のため追跡が可能な手段によることを推奨します。

■ 中長期在留者の受入れに関する届出

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00017.html

■ 電子届出システム

<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01S/NAA01STransfer>

(参考)

■ 日本語教育機関の告示基準に基づく各種報告について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00218.html

< 本件連絡先 >

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

03-3580-4111 (内線6826、6821)

※ 各教育機関の選定結果、届出履行状況等については、最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。